

社会的弱者と死刑： 日本における議論の開始と その基礎となる情報資料の必要性

目次

1、はじめに	2
2、比較対象としてのアメリカ	2
1) 人種	2
2) 貧困	3
3) 知的障害	3
4) 小括	4
3. 日本における議論の不在	4
1) 乏しい統計資料	5
2) 個人に着目しない量刑	5
4. 知的障害者への死刑適用	6
5. 結びに代えて	8

(プロフィール)

田鎖 麻衣子

NPO法人CrimeInfo代表（執筆時：監獄人権センター事務局長）。

弁護士（第二東京弁護士会）。一橋大学法学研究科非常勤講師。

東京大学法学部卒。一橋大学大学院法学研究科博士後期課程修了（博士（法学））。

著書に「孤立する日本の死刑」（2012年、現代人文社、デイビッド・ジョンソンと共著）など。

1. はじめに

日本を除くいわゆる「先進民主主義国」のうち唯一死刑制度を存置し、かつ運用する国であるアメリカ合衆国では、差別、貧困、虐待、障害といった問題は死刑制度の運用において重要なテーマと認識されてきた¹。社会的に様々なハンディを負った人々に対し死刑が不均衡に多用されている、という問題意識である。

日本の場合、個々の死刑事件との関係で貧困や差別といった問題が議論されたことはある。たとえば、永山事件では貧困の問題が、秋葉原事件では非正規雇用や格差社会の問題が議論された。しかし、個別具体的な死刑事件の被告人の背後に貧困や差別といった問題があったとしても、それが死刑制度における構造的な問題として議論されることは、殆どなかったように思われる。

だが、社会的弱者への不均衡な死刑の適用が不正義の現れとしてクローズアップされるアメリカの状況は、はたして対岸の火事であろうか。死刑それ自体の問題性をいったん棚上げにしても、仮に、障害など本人にはコントロールできない事情の存在ゆえに、そうした事情を持つ人に対して死刑が高い頻度で適用されるのであれば、それは正義に反するのではないか。本稿は、こうした問題意識から、いくつかの視点の提供を試みるものである。

2. 比較対象としてのアメリカ

アメリカの死刑制度といっても、死刑を存置する31州と連邦の法域それぞれが異なる制度を持ち、一概に論ずることはできない。ひとつ言えることは、アメリカにおいて「社会的弱者」と「死刑」は、切り離すことのできない密接な問題として捉えられてきたということである。

1) 人種

アメリカにおいては、20世紀前半から、死刑適用の合憲性を争う取り組みが公民権運動と結びつき発展を続けてきた²。弁護人の援助を受ける権利に関する初期の重要判例であるPowell v. Alabama³ (1932) 事件の当事者である青少年らはいずれもアフリカ系アメリカ人で、白人少女に対する強姦の罪で起訴され、死刑判決を受けた。その40年後、申立人らに対する死刑の科刑とその執行が、残虐で異常な刑罰を禁止する合衆国憲法第8修正及びデュー・プロセスを保障する第14修正に反するとし、全米における死刑執行停止を生む契機となったFurman v. Georgia⁴ 判決 (1972) の事件では、3名の申立人すべてがアフリカ系であった。しかも、3名のうち2名はそれぞれジョージア州とテキサス州で、強姦の罪により死刑とされており、強姦罪に対する死刑の適用は、当時、同罪に対する死刑を残していた法域においてすら極めて稀であり⁵、かつ、黒人被告人は白人ないしラテン系の被告人に比べて死刑を科される確率が非常に高いと指摘されていた⁶。その15年後、連邦最高裁は、ジョージア州で1970年代に発生した2000件を超える謀殺事件を調査・分析した研究による、“黒人の被告人が白人の被害者を殺害した場合に死刑を科される可能性が著しく高い”との結論は、平等条項や第8修正の違反となる人種差別を証明するものではないとして、申立人の主張を退

¹ Roger Hood and Carolyn Hoyle, *The Death Penalty: A Worldwide Perspective* (5th ed.), Oxford: Oxford University PressのChapter 6 'Excluding the Vulnerable from Capital Punishment' 参照。

² 田鎖麻衣子「日本の死刑—その運用の一端を契機として—」法学館憲法研究所報第16号 (2017年) 45頁参照。

³ 287 U.S. 45

⁴ 408 U.S. 238

⁵ 408 U.S. at 309 (Stewart, J., concurring). なお、成人女性を被害者とする強姦罪に対する死刑は連邦最高裁のCoker v. Georgia判決 (433 U.S. 584 (1977)) によって第8修正違反とされた。子どもを被害者とする強姦罪に対する死刑が連邦最高裁により違憲とされたのは2008年である (Kennedy v. Louisiana, 554 U.S. 407)。

⁶ 408 U.S. at 251 (Douglas, J., concurring)

けた⁷。しかし、その後も死刑の適用における一のみならず刑事司法全体の運用における一人種差別・偏見は、今日もなお大きな問題であり続け、様々な調査結果が発表されている⁸。

2) 貧困

人種差別と密接な関係にある貧困も、死刑事件においては大きな問題であり続けてきた。貧困は、生育過程における適切なケアの欠如や虐待が引き起こす心身への深刻な障害と密接に関連するばかりではなく、裁判段階では“非効果的弁護 (ineffective assistance of counsel)”という、別の致命的な問題と結びつく。アメリカでは、死刑は、犯罪が最悪であるからではなく、弁護人が最悪であるために科されると指摘されて久しい⁹。貧しい被告人には自ら有能な弁護人を雇う資力はなく、他方、死刑を多用する南部の多くの州では、質の高い公的弁護を提供する仕組みがいまだに整わない。こうした状況に対応すべく、多くの専門家が南部諸州において、死刑に直面する人々の弁護を含む地道な取り組みを行ってきた¹⁰。

3) 知的障害

日本と同様にアメリカにおいても、被告人に死刑を科すには、その前提として犯行時の責任能力、及び公判段階での訴訟能力が要求される。これらの能力に要求される基準は法域によって異なるものの、連邦法において責任能力とは、重い精神の疾患または欠陥 (a severe mental disease or defect) の結果として、自己の行為の性格及び性質 (the nature and quality) または誤り (the wrongfulness) を理解することができないこと、とされている¹¹。しかし実際のところ、精神障害のある被告人にとって、これらの定義を充たすことの立証は困難であり、多くの場合、責任能力も訴訟能力も認められる。司法省司法統計局の報告書¹²によれば、アメリカ全土で州や連邦の刑務所・拘留所に収容されている人々の過半数が精神的な問題を抱えているとされる。こうした精神的な問題を抱える人々のうち、全米の死刑囚のほとんどが収容されている州刑務所に収容されている人々について罪名別の構成比をみると、殺人 (homicide) により収容されている人が占める割合は11.6%となっている。死刑囚だけを対象とした場合に、精神障害を有する人の割合がどの程度になるかは不明だが、相当の割合に上ることが予想される¹³。

他方、責任能力・訴訟能力をともに有すると判断されながら、責任 (非難可能性) において、典型的に死刑を科すには相当ではないと新たに考えられるようになったのが、知的障害者である。Atkins v. Virginia¹⁴ 判決 (2002) は従来の判例¹⁵を覆し、知的障害者¹⁶に対する死刑は、合衆国憲法第8修正が禁じる“過大な

⁷ McCleskey v. Kemp, 481 U.S. 279 (1987)

⁸ たとえばDeath Penalty Information Centerのウェブサイトには以下をはじめとする資料が掲載されている。Richard C. Dieter, The Death Penalty in Black and White: Who lives, Who Dies, Who Decides <https://deathpenaltyinfo.org/death-penalty-black-and-white-who-lives-who-dies-who-decides>

⁹ Stephen B. Bright, Counsel for the Poor: The Death Sentence Not for the Worst Crime but for the Worst Lawyer, 103 YALE LAW JOURNAL 1835 (1994)

¹⁰ たとえば、Southern Center for Human Rights (ジョージア州)、the Equal Justice Initiative (アラバマ州) など。

¹¹ 18 U.S.C. § 17

¹² Bureau of Justice Statistics, Mental Health Problems of Prison and Jail Inmates, Sep. 06, 2006 (以下より入手可能：<https://www.bjs.gov/content/pub/pdf/mhppji.pdf>)

¹³ Anne James and Matthew Cross, *A Practitioner's Guide to Defending Capital Clients Who Have Mental Disorders and Impairments*, p. 7 (2006) (以下より入手可能：<http://www.fpdpr.com/seminar/docs/MI%20Guide.pdf>)

¹⁴ 536 U.S. 304

¹⁵ Penry v. Lynaugh, 492 U.S. 302 (1989)

¹⁶ Atkins判決ではmental retardation (精神遅滞) の語を使用しているが、その後、米国精神医学会 (American Psychiatric Association, APA) はDSM-5 (fifth edition of the Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders精神疾患の診断・統計マニュアル第5版) において、従来のMental RetardationからIntellectual disability (intellectual developmental disorder)へと変更がなされたこと、また我が国においても現在では「精神遅滞」に代えて「知的障害」が用いられていることから、引用等の場合を除き「知的障害」と表記する。

(excessive)” 刑罰にあたるとした。Stevens判事による法廷意見は次のように述べる。「臨床における知的障害の定義は、知的機能が平均を下回るだけでなく、コミュニケーション、セルフケア、自己決定 (self-direction) といった適応機能 (adaptive skills) の著しい制約が18歳に達する前に現れることをも要求する。知的障害のある人々は、善悪の区別がわかり、訴訟能力もある場合が多い。しかしながら、こうした人々は、そもそも、情報を理解し、処理する能力、コミュニケーション能力、誤りから抽出し経験に学ぶ能力、論理的な推認を行う能力、衝動を統制する能力、他者の反応を理解する能力が減退している。知的障害者が他の人々よりも犯罪行為にかかわりやすいという証拠はないが、彼らがしばしば、周到に用意された計画に従うのではなく衝動により行動し、集団においては主導者ではなく追従者であるという証拠は豊富にある。彼らの障害は、刑事制裁を免れさせることを正当化するものではないが、その有責性を軽減するのである。」¹⁷

また同判決は、知的障害のために被告人が虚偽の自白をする危険があるうえ、説得的な減軽事由を示す能力に乏しいこと、弁護人の活動を援助できず証言も下手であり、その言動によっては犯罪を悔いていないかのような印象を与え、しかも、障害という事実が将来も犯罪をする危険性という刑の加重要素になる可能性もあることを指摘し、知的障害のある被告人は、総体として誤って処刑される危険性が特に高いとした¹⁸。

4) 小括

このようにアメリカでは、社会的弱者に対して死刑が不均衡に多用され得ることが、少なくとも問題として明確に意識されている。その背景には、歴史的に死刑事件とそれ以外の刑事事件とを区別したうえで前者に対する特別な手続的保障が意識され¹⁹、とくに合衆国憲法の権利章典の条項による保障がデュー・プロセス条項を通じて各州にも及ぶようになって以降は、法域ごとに異なる死刑制度とその運用が合衆国憲法との関係で鋭く問われ、死刑という特別な刑を科す過程と対象の双方について議論が継続され今日に至っていることが考えられる。さらに、こうした営みの過程において、死刑を科すにあたっては、被告人個人に着目した量刑 (individualized sentencing) の要請が憲法上確立されていることも挙げられよう²⁰。この点においてリーディングケースであるWoodson v. North Carolina²¹判決 (1976) は次のように判示した。「死刑事件においては、第8修正の根底にある人間性に対する基本的な敬意によって…死刑を科す過程における憲法上不可欠の部分として、個々の犯罪者の性格及び経歴、そして当該犯罪の事情を考慮することが要求される。この結論はまさに、死刑は、たとえどれほど長期であっても拘禁刑とは質的に異なるということに基づいている」²²。

3. 日本における議論の不在

翻って日本の状況はどうであろうか。むろん、日本はアメリカと異なり制定法主義のもと、判例法の機能する余地が相対的に少ないという違いがあるし、アメリカでは奴隷制の時代から続く根強い人種差別が今なお形を変えて存在しており、安易な比較はなし得ない。しかし、他方で、貧困や障害に苦しむ人々は日本に

¹⁷ 536 U.S. at 318

¹⁸ Atkins判決は、どのような場合に死刑が許されない知的障害といえるのかという問題については、各州に於いて適切な方法が発展されるべきだとしたため、その後も州による知的障害の判断をめぐる合憲性が争われている (Hall v. Florida, 134 S. Ct. 1986, Moore v. Texas, 137 S. Ct. 1039)。またAtkins判決は18未満の少年への死刑を禁じるRoper v. Simmons (543 U.S. 551 (2005)) 判決の呼び水となり、さらにその後、少年に対する仮釈放のない終身刑の適用をめぐる一連の判決へと議論が発展する契機となった点においても重要な判例である。

¹⁹ たとえば弁護人の援助を受ける権利の保障の発展経過において死刑事件と非死刑事件の区別が果たした役割について、田鎖麻衣子「弁護人の効果的な援助を受ける権利」一橋大学法学16巻2号 (2017年) 33頁参照。

²⁰ この点については以下を参照。田鎖麻衣子「死刑事件における適正手続」季刊刑事弁護83号 (2015) 120頁。

²¹ 428 U.S. 280

²² 428 U.S. at 304-305

も存在し、こうした人々が刑事司法制度の対象となってきたこともたしかである。そこで、まずは検討の前提として、日本において死刑はどのような人々に対して科されているといえるのか、統計を確認することから始めてみる。

1) 乏しい統計資料

司法統計や矯正統計によって死刑判決や死刑確定者の数は知ることができても、死刑判決を受けた人々の属性に関する情報は得られない。

2017年11月、最高裁判所事務総局が福島瑞穂参議院議員に提供した資料²³によると、裁判員裁判の対象となった被告人のうち「a.被告人の男女別内訳」、「b.死刑を言い渡された被告人の男女別内訳」、「c. 犯行時20歳未満であった被告人の数」、「d. cのうち死刑を言い渡された被告人の数」については、「いずれも統計をとっていないため、把握していない」という。また、精神鑑定に関しても、「a 精神鑑定が実施された事件総数」、「b a.のうち、死刑の言渡しがなされた事件数」のいずれも、統計を取っていないため、把握していないという²⁴。

辛うじて弁護関係については統計がある。刑事訴訟法181条1項は、「刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。但し、被告人が貧困のため訴訟費用を納付することができないことが明らかであるときは、この限りでない。」と規定する。裁判員制度の施行から2017（平成29）年8月末までに行われた裁判員裁判のうち、「a. 国選弁護人が付された被告人の人員は8,740人」、「b-1. aのうち、被告人に訴訟費用の全部を負担させないこととした人員は8,259人」、「b-2. aのうち、被告人に訴訟費用の全部または一部を負担させることとした人員は414人（全部または一部の別については、統計をとっていないため、把握していない）」、「c. aのうち、死刑の言渡しがされた人員は31人」、「d-1. b-1のうち、死刑の言渡しがされた人員は31人」、「d-2. b-2のうち、死刑の言渡しがされた人員は0人」であった。当該期間に裁判員裁判で死刑を言渡された被告人は31人なので²⁵、その全員に対して国選弁護人が付され、いずれもが訴訟費用の全部を負担させないこととされている。国選弁護人の選任率100%、そして全事例における訴訟費用負担全額免除という数字は、裁判員事件全体における国選弁護人選任率（84.5%）²⁶と比較しても貧困層が含まれている可能性を示してはいるものの、詳細は知り得ない。

要するに、どのような属性の人々に死刑が言渡されているのか、という実態を把握するための基礎となる資料が圧倒的に不足しているのである。

2) 個人に着目しない量刑

不足しているのは統計資料だけではない。死刑が具体的にどのような人々に科されているのかを正確に把握するには、一件一件について判決書を確認するほかないが、死刑判決のすべてが裁判所や民間の判例集・判例データベースに掲載されているわけではない²⁷。また、掲載されている場合であっても、被告人の属性に関する情報が豊富とはいえない。何故だろうか。

近年は裁判員制度の導入によって、裁判員裁判における死刑を含めた量刑の在り方が依然に比べ活発に議論されるようになってきている。量刑実務において広く参照されている司法研究「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」²⁸は、こう説明する。

²³ 最高裁判所事務総局「裁判員裁判に関する統計数値について」（平成29年11月）

²⁴ もっとも、最高裁判所事務総局「裁判員裁判実施状況の検証報告書」（平成24年12月）によれば、裁判員制度の施行から平成24年5月末までの約3年間で精神鑑定実施事件（弁護人請求に限る。以下同じ。）は、105件とされている（同報告書27頁）。

²⁵ 最高裁判所「裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成29年8月末・速報）」

²⁶ 平成29年8月末までの累計終局人員（10,342人、前掲注24の表2による）に占める国選弁護人を付された被告人の人員（8,740人）の割合。

²⁷ CrimeInfoのウェブサイトwww.crimeinfo.jpを参照。

²⁸ 司法研修所編「裁判員裁判における量刑評議の在り方について」法曹会（2012年）

「量刑の本質を被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を明らかにすることと考えるならば、量刑を決める基本は犯罪行為そのものの重さでなければならない。そこから、犯罪行為それ自体に関わる事情（犯情）が量刑を決めるに当たっての基本である（第1次的に考慮される）とする考え方が導かれる。そして、刑罰には、同じような犯罪を予防する目的と被告人を更生させて社会復帰を図るという目的もあるので、これらの点に照らして考慮すべきその他の事情等も踏まえて、被告人の犯罪行為に相応しい刑事責任を判断することになる。もっとも、一般予防、特別予防という刑罰の目的は量刑を考えるに当たっての（少なくとも第1次的な）基準となるものではないから、これらの目的は、犯情によって決められる責任の枠を基本として量刑を調節する要素として位置付けられることになり、2次的に考慮されるべきものである。」²⁹

このような判断枠組みにおいては、「被告人個人に着目した量刑」と異なり、「個々の犯罪者の性格及び経歴」は調整要素として働くにすぎないため、重視されない。しかし、前記司法研究自体も指摘するように、「これまで一般情状事実とされてきた事情であっても、場合によっては動機の形成過程に大きく関わるなど、非難の程度、ひいては最終の量刑に少なからず影響するものもあり、従来の犯情事実・一般情状事実の分類も、量刑の本質という観点からは必ずしも厳密なものではない。」³⁰ 実際に、裁判実務においては、この点を意識した弁護活動により死刑判断が回避されたとみられる事例も出ており³¹、注目に値する。しかし、全体的な傾向としては、こうした量刑に対する基本的な考え方ゆえに「被告人個人」に着目した事情は重視されない。それゆえに、日本においては、どのような「人物」に対して死刑が科されているのかを窺い知る材料に、極めて乏しいのである。統計の不存在は、そうした資料の必要性が認識されていないことの証左である。

しかし、資料が乏しいことは、問題がないことを意味するものではない。そこで、以下では試みに、問題の存在を示唆する具体例として知的障害をとりあげてみる。

4. 知的障害者への死刑適用

1980年代、4人の死刑確定者が再審の末に次々と無罪となり自由の身となった。その4人目として1989年1月31日、静岡地方裁判所により無罪判決³²を受けた島田事件の赤堀政夫氏には、軽度の知的障害があった。再審無罪判決は、赤堀氏が「軽度の精神薄弱者で、心因反応を起こし易く被暗示性が強い」点をもふまえて、「被告人の自白の信用性は低い」と判断した。また、死刑事件ではないが、無期懲役の確定判決が再審により覆され無罪となった足利事件の菅家利和氏にも軽度の知的障害があった³³。菅家氏の無実一したがって、自白が完全な虚偽であったこと一は、DNA鑑定の結果から明白となったのであるが、菅家氏は逮捕前の取調べ段階において被害者殺害を自白していた。両事件は、Atkins判決が指摘する、虚偽自白や適切な防御を行えないことがもたらす誤判の危険性を如実に示している³⁴。

むろん、犯人性には争いが無い事案であっても問題は多い。たとえば2014年6月に執行された川崎政則氏には知的障害があった。川崎氏に対する上告棄却判決は、「被告人が義姉（注：被害者）からの借金依頼により妻が借金を背負うなどした問題にうまく対処できなかったことについては、被告人の知能程度が低いことが影響したとも考えられる」と指摘している³⁵。2010年に死刑が確定した藤崎宗司氏の場合、確定判決は知的障害を認め、「その素質により自らの金銭欲や性欲を合理的にコントロールする能力が通常人に比して劣っていること自体は否定できず、この点が規範意識の形成に影響を与えていることも認めざるを得ない」

²⁹ 前掲注28・6、7頁

³⁰ 前掲注28・6頁

³¹ 好例として、岐阜地方裁判所平成28年12月4日判決（D1-Law.com判例体系 判例ID28250373）

³² 判時1316号21頁

³³ 誤って無期懲役を言い渡した宇都宮地方裁判所平成5年7月7日判決（判タ 820号177頁）は「被告人は、知的能力に恵まれず」としている。

³⁴ このほか、再審開始決定には至らなかったが、無実を訴え再審請求も行い2004年に病死した晴山広元氏にも知的障害があった（札幌高等裁判所平成13年2月16日決定（判タ1057号268頁）参照）。

³⁵ 最高裁第一小法廷平成24年7月12日判決（裁判所ウェブサイト掲載）

とした³⁶。しかしながら、被告人が刑務所生活で文字の読み書きを習得し、その他さまざまな社会経験を積むことにより、「社会生活を送るための相応の能力を培ってきた」とし、「本件各強盗殺人等の犯行に際し、被告人において、周到とはいえないまでも上記のとおり各犯行を計画し、その計画に従って行動し、その後も冷静に罪証隠滅を図るなどしており、一貫して、金員獲得という目的を達成し、かつ、警察に捕まらないようにという考えに基づいて合理的に行動していることが明らか」であり、「度重なる刑務所での教育等により規範意識を涵養する機会が与えられ、実際に物事の善悪を理解する能力に欠けるところはないと認められるのであって、知能程度の低さや生育歴の劣悪などを過度に評価することは相当ではない」として死刑を言い渡した。

2017年7月に死刑を執行された西川正勝氏は一部の事件を除いて犯人性を争っていたが、控訴審弁護士は知的障害を理由のひとつとして責任能力についても争っていた。裁判所は少年時に実施された知能検査で68と判定された事実のほか、少年院在院時の担任の証言によれば、「知能ないし学力が相当低く、言語能力や年相応の知恵を有していたかったと認められる」としつつ、「その後の矯正施設における生活の中でさらに知的能力が向上したこと…、さらに、被告人の本件犯行前後の言動には、社会生活を営むことに困難をきたすほど知能程度が低いことを窺わせる証拠はなく（駅の自動販売機で切符を買えないというのも、要は、それに慣れておらず敬遠しているだけのことである。）、むしろスナック等においては、自己が不動産業の仕事のために来訪したかのような振る舞いをしたり、店の者や他の客の好意を勝ち取るなど、世慣れた面も示しているのであるから、少年時の知能程度の低さが、本件当時まで継続していたという所論は到底採用できない。」とした³⁷。たしかに知的障害は、知能検査の結果だけで測れるものではなく、適応機能の障害をも伴う³⁸。アメリカ精神医学会は、適応機能は、標準化された方法による対象者に対する調査、及び、家族や教師、世話をしている人など他の人々へのインタビューによって評価されるとする³⁹。だが判決書を読む限り、そのような適応機能の評価はなされていない。

そのほかにも、2015年から2016年にかけてアムネスティ・インターナショナル日本が死刑執行停止を求めて署名活動を行った松本健次氏の例が挙げられる。署名活動の報告⁴⁰によれば、松本氏にも軽度知的障害があるとされるが、確定判決⁴¹にそれを示す記載はない。知的障害のある人のなかには、差別や偏見をおそれ障害を隠して生きていく人々が少なくない。一般論として、判決やその前提となる弁護活動においても、障害の存在が見落とされる危険は常にあるのである。

近年、知的障害者をはじめとする福祉的支援を必要とする人々が、支援を受けられないまま刑事司法手続の対象とされてきたことへの反省と関心が高まり、「出口支援」、「入口支援」、「司法と福祉の連携」などが提唱され、取り組まれている。もっとも、ここで想定されている知的障害者のなかには、死刑求刑が予想されるような重大事案を犯した人は含まれていないように見える⁴²。すなわちAtkins判決は、生じた結果が重

³⁶ 平成17年12月22日水戸地方裁判所判決（D1-Law.com判例体系 判例ID28135349）

³⁷ 平成13年6月20日大阪高等裁判所判決（公刊物未登載）

³⁸ 厚生労働省の「知的障害者（児）基礎調査」では「知的機能の障害」（標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数がおおむね70まで）の基準と、「日常生活能力」の基準をともにみたとした場合を知的障害とする。http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/101-1c.html

³⁹ 以下を参照。

<https://www.psychiatry.org/patients-families/intellectual-disability/what-is-intellectual-disability>

⁴⁰ http://www.amnesty.or.jp/hrc/2016/0107_5787.html。なお本件は、共犯事件において主導的役割を果たした犯人が死亡した場合における、生き残った共犯に対する死刑の選択という別の深刻な問題をも提起している。

⁴¹ 大津地方裁判所平成5年9月17日判決（判時1497号136頁）

⁴² こうした状況において知的障害者に対する死刑の問題を取り上げた記事に、長野宏美「記者の目 責任能力乏しい知的障害者」2014年8月20日付毎日新聞がある。同記事は、「軽微な罪を繰り返す知的障害者に対しては、起訴や実刑ではなく福祉施設につなぐことで再犯を防ぐ取り組みも進んでいる。障害に目を向けることで問題の早期発見も期待できる。重大犯罪でももっと障害を考慮して刑罰や処遇に向き合うべきではないか。責任能力や自白の信用性が乏しいと思われる知的障害者への極刑適用は再考が必要だ。」とする。

大な事件についても、「(知的障害者の) 障害は、刑事制裁を免れさせることを正当化するものではないが、彼らの有責性を軽減する」としたが、日本では、この認識は共有されていない。しかし、知的障害者が抱える特有の困難が責任能力概念によっては捕捉しきれないがゆえに、責任非難の点において本来考慮されるべき事情が適切に考慮されないとすれば、知的障害者は「総体として、誤って処刑される危険性が特に高い」とはいえないであろうか。

さらに、同様の懸念は、責任能力の厳しい要件を充たさないとされた精神障害者にもあてはまる。死刑確定者のなかには心神喪失すら疑われる深刻な精神障害の例がみられるところ⁴³、そうした障害が拘禁により引き起こされた症状ではなく、もともとの精神障害の増悪である場合には、翻ってそのような障害が、犯した行為との関係で適切に評価されず、知的障害者と同様に「総体として、誤って処刑される危険性が高い」ことが危惧されるのである。

5. 結びに代えて

日本においては、死刑がどのように科されているのかを知る前提となる資料が極めて乏しい。それは、「社会的弱者に対して死刑が不均衡に科されているのか否か」について判断できないことを意味する。死刑制度の是非を考えるにあたって、死刑の具体的な適用の在り方に関する議論は不可欠であり、合理的な議論を行うには、客観的なデータが必要である。本稿そして「CrimelInfo」が、その素地の提供に少しでも貢献することができれば、幸いである。

⁴³ たとえば、国連の自由権規約委員会は、第5回日本政府報告書審査の総括所見(2008年)において、「締約国は、死刑確定者の処遇、高齢者ないし精神障害者の執行に関し、より人道的なアプローチをとることを考慮すべきである。」と勧告している。また、拷問禁止委員会は、第2回日本政府報告書審査の総括所見(2013年)において、「心神喪失の状態にある死刑確定者の執行を禁止している刑事訴訟法第479条第1項に反して、藤間静波の事例におけるように、たとえその人物が裁判所によって精神疾患であると認定されていても、死刑が執行されたことについての報告があること」に懸念を表明したうえで、「死刑確定者に精神疾患があることについて信頼し得る証拠がある場合は、その全ての事案について独立した検討を確実に行うこと。さらに、締約国は、刑事訴訟法第479条第1項に従って、精神疾患を持つ被拘禁者は執行されないことを確実にすべきである」と勧告している。